

日米安保体制・核（兵器・原発）問題の源流と現在を問う

浅井基文

サンフランシスコ講和条約・日米安保締結から60年を迎えた本年十月一日に、浅井基文さんに講演をお願いして反安保実主催の集会を開催、六五名が参加して日米安保体制下の核兵器と原発問題を考えました。当日は浅井さんからの二六ページに渡る資料を配布し、質疑を含めて約二時間半の講演・討論を実施しました。以下は、お話と資料から採り摘んで概要を報告します。

（文責・木村雅夫）

* * *

はじめに

まず、福島第一原発の事故が起こったからの、日本における核にかかわる混乱・混乱の事態がなぜおこっているのか、歴史的背景を説明します。広島において「原子力の平和利用」が相当に早い時期からこれを肯定する見方が一般的になっていました。一九五一年に長田新さんの『原爆の子』で原子力の平和利用を広島は真っ先に享受する権利があるのだと言う主旨のことを書いています。

アメリカが「原子力の平和利用」を公式に打ち出したのは一九五三年のアイゼンハワー大統領の「アトムズフォーピース」からで、ここで原爆を投下した日本において原発への反撥・抵抗が起きたら非常にまずいから日本を狙い撃ちしたのですが、それよりもっと前から「原子力の平和利用」政策が国内において推進・宣伝されていたのです。

一九五四年の第五福竜丸事件以降、日本で広範に原水爆を禁止すべきだという運動が盛り上がり、五五年八月に原水禁世界大会に結実しました。ところが、核エネルギーを利用するという点では原爆も原発も同

じですが、原水禁運動において一貫して扱われてきたのは核兵器を無くそうという運動で、「原子力の平和利用」の問題を正面から扱ったことではないのです。核廃絶というのは、原水禁運動では核兵器廃絶の略称です。七五年の原水禁大会で、森滝市郎さんが原発を含む「核絶対否定」を提唱するなど、原水禁は核エネルギー廃絶の立場を取ったことがありますが、科学的では無い、焦点をぼかすと批判されました。その後総評が連合に吸収されてしまい、原水禁も歯切れが悪くなりました。もちろん、一部の原発反対の運動がありました。原発を含む「原子力の平和利用」について国民が何も議論せずコンセンサスを得られないまま現在に至り、今回の福島第一原発の事故が起こってしまった。

この福島の事態が起こったとたんに、どう考えたらいいかわからない、何を考えたらいいかわからない、そもそも放射能とは何？と広島長崎を体験した日本であるのに他国からみたら信じられないような混沌と混沌と混乱が支配する状況ができてしまった。皆さんも、兵器と原発がいつしよに並ぶような発想を持たれたことが無いかもしれません。が、原発を筆頭とする「原子力の平和利用」というのは、アメリカの核政策を覆い隠すためのイチジクの葉っぱだったので。

日米安保条約、核軍事同盟についてどう言う風に考えるのか、六〇％が安保も憲法もというあり得ないことになる。日米安保体制について曖昧にされてきた、それを更に曖昧さを深めたのが、「原子力の平和利用」という神話なのです。

「源流」にまでさかのぼる時間はないが、私が書き続けているホームページ（<http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/>）「21世紀の日本と国際社会」のコラムをご覧ください。

私が皆様にお伝えしたいメッセージ

今日における日米関係を考える上でのポイントは、経済問題を別とすれば、日米軍事同盟特に在日米軍の「抑止（力）」をどう見るかということと福島第一原発の事態のもとにある「原子力の平和利用」問題の二つです。この二つの問題にかかわる日本国内の議論のあり方には、「平和」論に関しても共通に見られる、現象に追われて物事の本質を踏まえた議論をすることが苦手な日本の問題点を感じます。

そこで今回は、まず「抑止」という言葉・用語・概念の定義をはっきり行うことにより、「抑止」は核兵器登場後の「脅威」概念の意味内容のなし崩しの変化に対する対応として生まれたことをはっきりさせます。次に二一世紀の特徴的な条件の下では、もはや核兵器そして軍事同盟の存在自体が時代錯誤の有害無益な存在であり、「抑止」とともにお蔵入りするべき運命にあることを明らかにします。

次に、福島第一原発の事態で浮き彫りにされた「原子力の平和利用」問題について、原爆と原発とは本質的に同じ問題なのだということを明らかにしたいと思います。そして、日本の戦後政治が核安保、「原子力平和利用神話」によっていかに歪められてきたかを、戦後保守政治及び私たち自身の平和・核意識の双方について考えます。その上で、このような「核抑止」「原子力平和利用」に関する情性的思考を完全に清算することを目指す。そして日本に於ける核意識の抜本的变化が必要であることを明らかにします。

最後に、脱原発を含む核廃絶を実現するための指針は平和憲法であることを確認します。まず、平和憲法の制定自体が広島・長崎への原爆投下に代表される現代戦争の教訓の上に立っていること、人類史の流れの中で普遍的価値として確立した「人間の尊厳」に基づく「力によらない」平和観の意味、そして一九四七年の平和憲法が二一世紀の人類の進むべき方向性を明確に指し示していること（日本及び私たち日本人は巨大な世界的・人類的な使命・責任を負っていること）を皆さんと一緒に確認し

たいと思います。

1 軍事的「抑止」

(1) 定義

「一国が、敵国からの攻撃を防止するために、報復するという威嚇（threat）を効果的に用いること。」「抑止」という用語は主に、核兵器の出現とともに、核兵器国または主要な同盟システムの基本戦略において使われてきた。核抑止戦略は二つの基本的な条件に依拠する。第一、（攻撃側の奇襲攻撃後の（反撃側の）報復能力が確実にあると（攻撃側によって）認識されなければならない。第二、（反撃側には）報復意志が可能性としてであると（攻撃側によって）認識されなければならない」（大英百科事典）。

(2) 「抑止」の意味・内容

軍事的な意味での「抑止」という概念は、核兵器登場後の産物です。

まず、伝統的な「戦争」に関する考え方は、以下の①③三つの基本的要素に基礎をおいて、④のように位置づけられてきました。

①（国際観）「パワー・ポリティックス（権力政治）が支配する弱肉強食の世界」

②（国家関係）「ゼロ・サム（勝つか負けるか）の世界」

③（脅威）「自国の存続・権益を脅かす意志と能力（軍事力）を持つ国家」「意志」と「能力」のいずれか一方が欠ける場合にも、「脅威である」とは言いません。アメリカの「ならず者国家」脅威論、日本の「中国脅威」論、「北朝鮮脅威」論は根拠がないものです。

④（戦争）「国益実現・達成のための「政治の延長」としての手段」。

次に、「途方もない即時かつ圧倒的な破壊力」を持つ核兵器の出現により、核戦争は、もはやいづれか一方の勝利という結果をもたらさず、戦争当事国すべての破滅、つまり勝者はなく全員が敗者となること、したがって戦争はもはや「政治の継続」という手段ではあり得なくなつたこ

とが認識されました。

とはいえ、相手側が世界を支配しようとする意志を持つている可能性はある以上、先制攻撃を仕掛けてこないという確信が持てないために、「即時かつ圧倒的な第二撃破壊力」としての「報復能力」を持ち、かつ、攻撃を受けた場合には断固として対抗する「報復意志」を持つことによつて、「報復能力+報復意志」からなる「抑止」という考え方が生まれることになったのです。軍事的な「抑止」という考え方が生まれることによつてもに現れた、ということが理解されると思います。

すなわち、脅威は攻撃能力+攻撃意志、抑止は報復能力+報復意志+



核戦力なのです。

(3) 二一世紀の世界と「抑止力」

では、二一世紀の世界においても「抑止」という考え方は引き続き意味があるのでしょうか。二〇世紀までの世界を支配してきたパワー・ポリテイクスの(弱肉強食)な国際観は歴史の遺物として歴史の屑箱に入れるべきであり(その産物である日米安保も同様です)、国家関係もプラス・サム(ウイン・ウイン)を本質とする関係に変わっており、自国の利益は、他国との共存共栄を通じてこそ実現するという認識は今や国際常識です。そのことは、「二一世紀の世界の特徴」ともいうべき、①人間の尊厳(人権民主)、②国際的相互依存、③地球的規模の諸問題、から確かめられます。

パワー・ポリテイクスの「脅威」という古くさい考え方(その典型が日米軍事同盟)に留まっていることはもはや許されないうし、したがつて「脅威」を前提として生まれた「抑止」という考えそのものの意味が失われた、と結論づけるほかありません。

東日本大震災と福島第一原発の事態に対する日本及び世界の対応ぶりからも、次のことが分かります。

*昔であれば、このように日本が弱体化したときこそ、他国は、日本を侵略・征服する絶好機としてとらえていたに違いありません(例・欧米列強の植民地征服、日本の中国侵略戦争)。

*政府が一〇万人体制の自衛隊災害出動(総兵力は二四万人)を組むということ自体、外患(外国からの脅威)があるならば考えられないことです。

*高額な武器調達のために防衛費が支出されていることの無意味さも、今回の自衛隊の活動そのものが客観的に証明しました。

*私たちが脅威と教え込まれている中国と朝鮮は、大震災に際して多大な支援をしました。あまり知られていませんが、金正日は三月二四日に在日同胞に五〇万ドルを送り、朝鮮赤十字会は三月二五日に日本赤十字

に一〇万ドルの慰問金を手交しました。

(4) 日本で行われている「抑止」論の特徴とその問題点

「在沖米海兵隊は抑止力として必要」でしょうか？ アメリカ自身が海兵隊の役割は「殴り込み」にあると公認してきたのですから、抑止力であるわけがありません。しかも、近年のアメリカ軍の機動力の飛躍的な発展により、「殴り込み」の役割を担う海兵隊の存在理由そのものが再検討され、アメリカ議会で在沖海兵隊のグアム移転が真剣に議論されているのです。

「在日米軍は抑止力として必要」でしょうか？ アメリカ政府と日本政府とはいわば呉越同舟の関係にあります。アメリカは、世界を股にかけて行動する上で日本全土を出撃拠点、兵站拠点として利用することが死活的に重要ですし、台湾海峡有事、朝鮮半島有事を牽制するためにも最前線基地としての日本を絶対に必要と考えていますから、在日米軍を対中「抑止力」として正当化しようとしています。しかし後付けの理屈です。

日本政府もアメリカの本音は知り尽くしているのですが、「在日米軍は抑止力」という議論をでっち上げているのです。

本来的な軍事的な意味で脅威を感じる立場にあるのは、高圧的な軍事政策を行うアメリカに直面している中国と朝鮮であり、両国はアメリカの軍事侵攻を抑止するために核兵器政策をとっているのです。

アメリカが中国、朝鮮を攻撃しないとばかり約束しさえすれば、中国、朝鮮が身構える必要はなく、したがって日本に核攻撃することなどを考えるはずがありません。問題のカギは、日本がアメリカ軍の日本の基地使用をさせないこと、日米安保をやめること。そうすれば、アメリカの「核の傘」が必要などというばかげた主張も自然に雲散霧消するでしょう。

2 原発問題と日米軍事同盟の根っこは同じ

(1) アメリカの核(原子力)政策とその破綻

アメリカの核政策の根っこにあるのは、核エネルギーを解放したことは正しかった、広島・長崎に対する原爆投下は正しかった、したがって将来的にも核兵器使用・原子力利用が正当化される、という認識です。

広島、長崎に多くの被爆者が生存していることを知ったアメリカが取ったのは、一方で厳しい報道管制を敷いて事実を隠し通すこと、他方で「核キョコ雲」の暗いイメージを払拭するために核エネルギーの軍事利用を推進することを可能にするための土壌作りの世界的なキャンペーンを行うこと、及び原子力平和利用計画すなわち原子力発電を本格的に推進することでした。

*アメリカの核エネルギーの軍事利用で重要なのが原子力潜水艦(一九五四年)、原子力空母(一九六〇年)における推進力として原子炉を使うものでした。

*広島及び長崎に対する原爆投下は、いかなる理由によっても正当化され得ない反人道の極みの誤りであることをアメリカに承認させる、そのことよってのみ、私たち人類は核兵器廃絶及び脱原発による人類の意味ある存続を可能にする出発点に立つことができます。

(2) 日本政府の核政策と日本人の核意識

日本政府は、戦後一貫して核問題に関する「二枚舌」政策を行ってきました。非核三原則を「国是」としながら、アメリカの「核の傘」(拡大核抑止)を積極的に受け入れ、核密約によって非核三原則をねじ曲げる政策を追求してきたのです。

民主党政権は、日米軍事同盟路線を自公政権からまるまる引き継いだだけではなく、非核三原則を二・五原則化または二原則化する方向へ舵を切ることで、「二枚舌」政策を改めようとしています。

日本人の多くはあまりにも既成事実に近い、「お上」に弱いという弱点があります。結局一人ひとりが「個」を確立することを押しつづす社会に問題の根っこがあります。つまり「集団的自己中」なのです。

福島第一原発の事態がこれほど深刻な広がりを示しているというのに、相変わらず半数近くの世論が原発の現状維持を選択している。スイスでは原発廃止を望む意見が八七％、フランスでは原発依存を望む意見が八三％、タイでは原発導入反対が七三％、アメリカでは原発反対が五二％と、福島の記事を受けて大きな世論の変化が見られることと比較したとき、お膝元の日本における現状維持の世論の状況はいかに異常かが分かります。

3 憲法9条は日米軍事同盟とは共存できない

(1) 二世紀を支配すべき平和観は何でしょうか

「力による」平和観 対 「力によらない」平和観。この闘いは一国内部では基本的に決着済みです。「人間の尊厳」を承認するということは、暴力の支配を認めないということだからです。「銃社会」であるアメリカを除けば、個人の暴力は否定されました。

人間の尊厳の普遍的価値としての国際的確立により、人間の尊厳と根本的に矛盾する「力による」平和観は歴史の屑箱に放り込まれる運命にあり、「力によらない」平和観が二世紀を支配すべき必然性を備えています。

(2) 二世紀的視野において平和憲法を考える意義

九条の思想的源泉は、侵略戦争の過ちを二度とくり返さないという国際的公約と、人間の尊厳（人権・デモクラシー）の普遍価値性が確立し「力によらない」平和観のみが人間の尊厳の実現を担保する平和観であることが確認されたことです。

米ソ冷戦が終わり、平和憲法が前提する国際環境が現実になった今、

改めて「九条（平和憲法）か日米安保か」を問い直し、日本に立憲デモクラシーを実現する好機です。そういう国際観、歴史観を踏まえた憲法論を我がものにしたいものです。

憲法を選択するのか、日米安保を選択するのかということは、ひとり日本の私たちだけの問題ではなく、優れて国際的、人類的な課題、二世紀をどうするかという課題なのです。